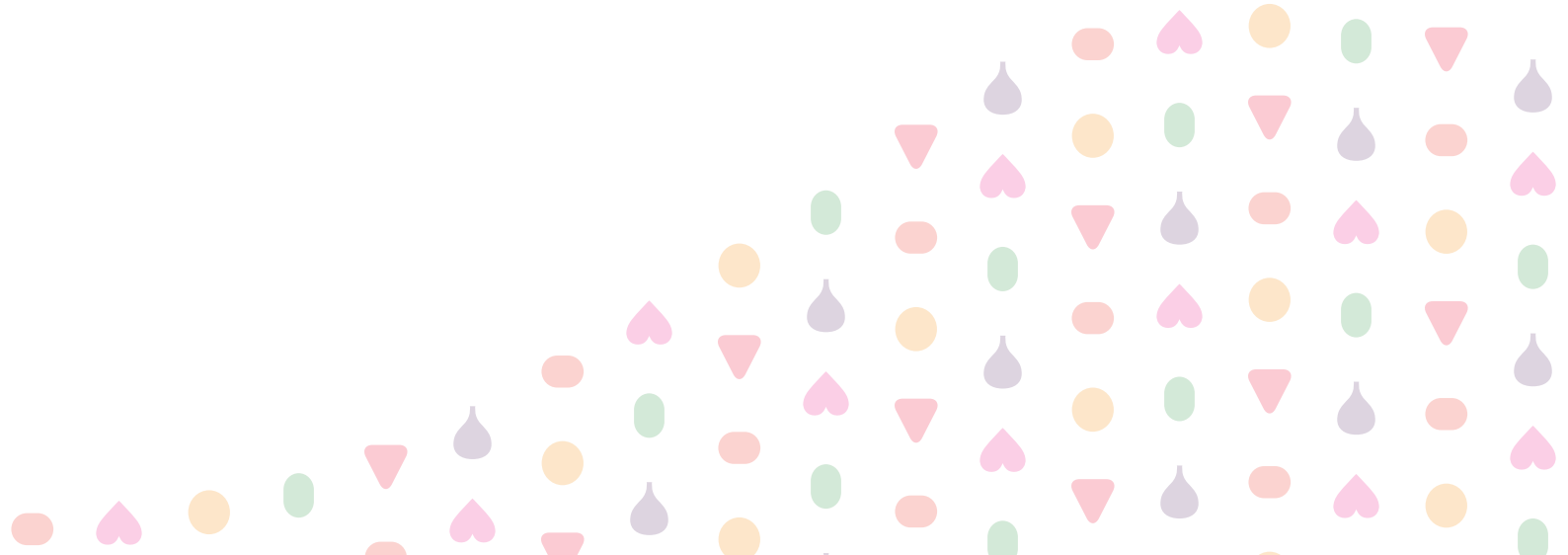




第2章

育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

2-1-1 子育て環境・体制の整備、支援	60,61
2-1-2 保育環境の充実	62,63
2-1-3 地域の子供の健全育成の推進	64,65
2-2-1 学校教育環境の充実	66,67
2-2-2 子供の力をのばす教育	68,69
2-3-1 生涯学習の推進	70,71
2-3-2 歴史資産の保護・活用	72,73
2-3-3 スポーツの振興と環境の充実	74,75



2-1-1 子育て環境・体制の整備、支援……………

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
妊産婦の相談件数	妊産婦の妊娠、出産等に関する年間の相談件数で、妊産婦への支援の成果を測る指標	407件 (2016年)	500件
地域子育て支援拠点利用者数	子育て支援センターの年間利用者数で、子育てしやすい環境の整備状況を測る指標	12,124人 (2016年)	13,500人
ファミリーサポートセンター※ ¹ 利用者数	ファミリーサポートセンターの年間利用者数で、子育てしやすい環境の整備状況を測る指標	494人 (2016年)	600人
子育てに不安を感じている家庭の割合	何らかの子育て支援を必要としている家庭の割合で、子育て家庭への支援の成果を測る指標	13.8% (2016年)	現状値未滿

現状と課題

- 全国的に少子化が進み、子供の数が減少する一方、核家族化や共働き世帯が増加し、子育てに関するさまざまな支援が必要になっています。
- 本市においても年少人口(0歳～14歳)は減少傾向にあり、合計特殊出生率※²は1.22と、人口を維持するために必要とされる2.07に達していません。
- 地域で安心して出産、子育てができるように、さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点を設けるとともに、関係機関の情報連携を図りながら、地域で包括的に妊婦や子育て家庭を支援していく仕組みづくりが求められています。
- 児童虐待や育児放棄などの件数が年々増加傾向にあり、支援が必要な家庭、要保護児童などの早期発見・早期対策を行うため、関係機関や地域との連携強化など、子育て家庭を見守る体制の充実が必要です。
- 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブ(学童保育)の入所児童数は増加傾向にあることから、順次、施設の改修や建て替えを進め、受入体制の充実を図っています。
- 子育て支援センター※³は、従来の2か所(那賀・桃山)に加え、2017(平成29)年度に打田地区にも1か所設置しました。今後、さらなる子育て相談や情報提供の充実が期待されます。

主な課題

- 妊娠期から子育て期にわたり、子育てを包括的に支援する体制が必要です。
- 年々増加する児童虐待の発生防止と早期発見・早期対策が必要です。
- 地域で安心して子供を育てることができる支援体制や地域全体で支える仕組みの充実が必要です。
- 多様化するライフスタイルや就労形態に応じた子育て支援サービスの充実が必要です。

用語説明

※1 ファミリーサポートセンター

市町村等で設立運営している組織であり、仕事・家庭・育児の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と子育ての支援を行いたい人を会員として登録し、有償ボランティアにて相互援助する組織。

※2 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率(母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口)を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産する平均の子供の数に相当するもの。

主な取組方針

方針① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援機能の強化

- 妊娠期から子育て期までの総合的な相談が行えるワンストップ窓口の機能を充実させます。
- 乳幼児健康診査などの機会における育児支援や育児相談の機能を充実させます。
- 支援を要する妊婦への相談を充実させるとともに、産後うつ^{※4}の予防など、産後ケアの取組を推進します。
- 妊婦健康診査を通して、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して出産できるよう支援します。また、不妊治療費用の助成を行うことで、費用負担の軽減を図ります。

方針② 地域の連携による子育て支援体制の充実

- 医療機関、保育所、学校などの関係機関と連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見を行います。
- 子育てに関する不安解消を図るため、母子保健推進員による訪問活動を推進して、地域での子育てを支援します。

方針③ 子育て支援サービスの充実

- ファミリーサポートセンターや子育て支援センターの機能の充実や環境を整備することで、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 放課後児童クラブ(学童保育)をはじめとした子供の居場所や活動の場を確保することで、地域に見守られながら安全・安心に成長できる環境を整備します。

方針④ 子育て世帯への経済的負担の軽減

- 児童手当の支給をはじめ、子育て世帯に対して経済的な支援を行います。

協働 ともに進めるために



個人

(1人でできること)

- 子供の育ち・子育てを見守ります
- 子育て活動に積極的に参加します。また、相談機関を気軽に利用します。



地域

(みんなのできること)

- 地域で子供の育ち・子育てを見守ります。



企業・NPO団体

(事業者等でできること)

- 子育て環境の整備や運営に協力します。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	子ども・子育て支援事業計画	2015年度～2019年度
	健康増進計画	2018年度～2022年度
	地域福祉計画	2018年度～2022年度

用語説明

※3 子育て支援センター

市内に3か所の子育て支援センターがあり、子育て中の親子の交流や年齢に応じた遊びの紹介、子育てに関する不安や悩みの相談等を行っている。

※4 産後うつ

出産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる状態のこと。

2-1-2 保育環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
保育所待機児童数	保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	0人	0人
低年齢児受入割合	全入所児童に占める低年齢児(0～2歳児)の割合で、低年齢児の受入体制の整備状況を測る指標	28.6%	35.0%
病児保育 ^{※1} 施設数	市内で病児保育を実施する施設数で、充実した保育サービスを提供する環境の整備状況を測る指標	0か所	1か所

現状と課題

- 核家族化や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズが高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育に対するニーズは多様化しています。
- 本市の公立・私立を合わせた保育所入所児童数の推移は横ばい傾向ですが、共働き世帯の増加や出産後すぐに働く女性が増加しており、特に3歳児未満の低年齢児の入所児童数が増加しています。
- 2016(平成28)年度実施の市民意識調査では、低年齢児保育など保育サービスの充実や医療費、保育料などの子育てに関する財政的支援へのニーズが高くなっています。
- 待機児童が出ないように、新たな小規模保育施設^{※2}の認可や施設整備などにより、低年齢児をはじめとした受入定員の増加対策に取り組んでいます。また、延長保育事業や一時預かり事業^{※3}など保育サービスの充実を図っています。
- 保育の質の向上を図るため、情報交換会や研修会の共同開催など、公立・私立保育施設間の連携体制を強化しています。

主な課題

- 保育所の待機児童が出ないように、保育士の確保や保育環境の整備・充実を図る必要があります。
- 保育サービスのさらなる充実と保育士の資質向上を図る必要があります。
- 保育所の適切な維持管理や老朽化対策などサービス向上につながる環境整備を図る必要があります。
- 子供の数の減少や多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の再編・再配置の検討が必要です。

用語説明

※1 病児保育

児童が体調不良となった場合に、専用の保育施設で看護師等が見守りを行う事業。

※2 小規模保育施設

0-3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設。

※3 一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入ったなどの緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所で保育する事業。

主な取組方針

方針① 保育サービスの充実

- 保護者の多様な就労形態に対応するため、引き続き延長保育事業を実施します。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、病児保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。
- 保育士の確保に努めるとともに保育士の資質向上のため、研修会を引き続き開催します。

方針② 保育施設の整備、充実

- 就学前児童の人口動態を勘案しながら保育所再編計画を策定し、統廃合を含めた施設整備、老朽化対策を進めます。
- 小規模保育施設の充実や認定こども園^{※4}への移行など、低年齢児受入のための保育施設の整備を支援します。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

○多様な保育サービスを利用し、子育てと仕事の両立を目指します。



地域
(みんなのできること)

○地域の保育サービスの運営に協力します。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

○地域の保育サービスの充実と運営に協力します。

関連する
個別計画

計画名

子ども・子育て支援事業計画

計画期間

2015年度～2019年度



保育所での保育風景

用語説明

※4 認定こども園

保護者の就労の有無にかかわらず就学前の子供を受け入れ、幼児教育と保育とを一体的に実施するなど、幼稚園と保育所等のそれぞれのよいところを生かしながら、両方の役割を果たすことができる施設。

2-1-3 地域の子供の健全育成の推進……………

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
防犯パトロール年間実施回数	市青少年センターが実施する防犯パトロールの年間回数で、青少年の見守り体制の充実度を測る指標	313回 (2016年)	320回
青少年育成市民会議加盟団体数	地域における青少年健全育成の支援体制の状況を測る指標	90団体	95団体
朝食を毎日食べている子供の割合	全国学力・学習状況調査で「食べている」「どちらかといえば、食べている」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、家庭において子供の基本的な生活習慣が整っているかを測る指標	小6 94.0% 中3 92.6%	100.0%
青少年の健全育成の取組に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、青少年健全育成の取組に対する成果を測る指標	33.2%	現状値以上

現状と課題

- 近年、核家族化、少子化、価値観の多様化など、子供を取り巻く環境が大きく変化するとともに、子供・青少年に関する問題も多様化・複雑化しています。また、インターネットやスマートフォンの普及により、全国で子供がインターネットを悪用した事件、トラブルに巻き込まれる事例も多数発生している状況です。
- 青少年センターや補導委員会を中心に補導活動や啓発活動に取り組んでいます。また、学校、警察、各種団体と連携し、悩みを抱えている子供や保護者の相談対応のほか、子供を取り巻く社会環境の浄化と非行防止の取組を行っています。
- 地域の子ども会、ボーイ(ガール)スカウト、少年少女発明クラブなどの活動を支援しています。しかしながら、近年、子ども会に加入する子供の減少や活動に参加する子供の固定化が目立つ状況です。
- 2014(平成26)年に青少年育成市民会議^{※1}を設立

し、加入する関係団体と連携を図りながら、地域での子供の見守り活動を推進しています。また、「少年メッセージ^{※2}」を開催し、中学生が自らの考えを発表する機会を設けることで、中学生に対する正しい理解を持ち、未来を担う若い世代の健全育成を図っています。

- 放課後に一人で過ごさなければならない子供を中心に、公民館などを活用し、地域の方々の参画を得て、学習の支援を行うことで、学習習慣の定着を図るとともに、地域住民との交流活動や大人とのコミュニケーションを図ることができる環境づくりを行っています。
- 家庭や地域での学びを「家学」と命名し、保護者、学校、地域が一体となった家庭教育を推進しています。また、家族そろって家庭で読書する「家読」を推進するなど、親と子供の心のふれあいつくりを推進しています。

主な課題

- 子供たちが地域と一体となって取り組む活動の活性化が必要です。
- 多様化・複雑化する青少年問題に対して、適切に対応できる相談・支援体制の充実と青少年活動を支える人材の育成・確保が必要です。
- 子供の見守り活動強化のため、関係団体、学校、企業などのさらなる参画を求める必要があります。
- 家庭教育の重要性や役割を地域、保護者に対して周知し、理解を進める必要があります。

主な取組方針

方針① 子供の安全確保と環境の整備

- 街頭補導や防犯パトロールなどの見守り活動を、学校、家庭、地域などと連携し実施します。
- 子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネットを安全・適切に利用するための環境を整備します。

方針② 地域との交流・活動の推進

- 子ども会への加入を啓発するとともに、イベント・交流会などを充実させることで、多くの子供が活動に参加できる取組を進めます。
- 地域との交流の活性化を図るため、次世代を担う人材の育成を進めます。
- 青少年健全育成推進協議会が実施する地域活動を通して、青少年の健全育成を推進します。また、関係団体のさらなる主体的な取組や活動を推進します。

方針③ 家庭教育の推進

- 家庭教育が全ての教育の出発点という認識のもと、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や生活能力の育成、また、豊かな情操や自尊心を高める取組を推進します。
- 関係各課や学校との連携を図り、保護者を対象とした家庭教育に対する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、講座の開催など、学習機会の創出を図ります。
- 家族そろって参加できる地域のイベントや行事など、親子でのふれあいの機会づくりを推進します。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 子供の見守りを行います。
- 家庭において「家学」「家読」を実践します。



地域
(みんなでできること)

- 関係機関と連携し、子供たちを見守り育みます。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 学校、地域、関係機関と連携し、安全・安心な体制づくりを行います。
- 子供たちを見守る活動を支援します。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度

用語説明

※1 青少年育成市民会議

青少年教育の重要性と多様性に考慮し、紀の川市全体で青少年の健やかな成長を見守り、育て、また、地域の教育力を高めるために2014(平成26)年度に設立された組織。

※2 少年メッセージ

市内の中学生が、日常生活の中での実体験から得た考え方や将来の夢などを発表することで、大人が中学生に対する理解を深めるとともに、郷土の未来を担う次世代の育成を図る取組。

2-2-1 学校教育環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのは楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、学校教育への親近感や魅力度を測る指標	児童 92.0% 生徒 88.9%	児童 94.0% 生徒 91.0%
不登校児童生徒の出現率(小学校・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数)	全児童・生徒のうち、不登校児童生徒数の割合(千人当たり)で、不登校児童・生徒に対する支援の成果を測る指標	13.7人	8.0人
経済的理由による長期欠席児童生徒の割合(小学校・中学校での千人当たりの経済的理由による長期欠席児童生徒数)	全児童・生徒のうち、経済的理由による長期欠席児童生徒数の割合で、就学援助の取組の成果を測る指標	0人	0人
小・中学校のトイレ洋式化率	小・中学校施設のトイレのうち、洋式化されたトイレの割合で、学校施設の充実度を測る指標	32.4%	45.0%

現状と課題

- 全国的に少子化が進む中、本市では小規模校が多いため、クラス替えなども困難な状況です。児童生徒の教育環境を考慮すると、適正規模・適正配置を現実化していく必要があります。
- 全国的にいじめや不登校などの問題が多様化・複雑化するなか、本市においては、不登校児童生徒に対する支援として、適応指導教室^{※1}を設置し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための指導を行うことにより、学校復帰や高校進学の結果を挙げています。また、教育相談員^{※2}やスクールカウンセラー^{※3}などが児童生徒との関わりを持ち、保護者や教職員の相談を受け、助言を行い、多様な教育問題の解決を果たしています。
- 小・中学校施設の改築事業や耐震補強事業により、2015(平成27)年度に構造体の耐震化率は100%となっています。また、普通教室への空調機器の整

備を2017(平成29)年度に完了しました。引き続き、児童生徒が安全・安心で快適に学べる学校環境の整備を進める必要があります。

- 2014(平成26)年度に策定した「通学路交通安全プログラム^{※4}」に基づき、通学路の危険箇所への対応を行っています。また、学校と地域が連携したスクールサポーター活動^{※5}を支援することで、児童生徒が安全・安心に通学できる環境づくりを行っています。
- 2014(平成26)年度に河南学校給食センターを整備し、約4,000食の調理配送を民間業者委託により開始しました。また、2016(平成28)年度に那賀学校給食センターと粉河学校給食センターを統合し、約1,400食の調理配送を2017(平成29)年度から民間業者委託により開始し、学校給食を効率的に提供しています。

主な課題

- 多様化・複雑化するいじめや不登校などの問題解決に向けた取組を推進する必要があります。
- 特別支援教育や早期からの支援に対する保護者の理解を得る必要があります。
- 児童生徒数の減少に対応した適正規模・適正配置を検討する必要があります。
- 老朽化が進んでいる学校施設の大規模改修や長寿命化を図るとともに、利用者に優しい環境整備を検討する必要があります。

用語説明

※1 適応指導教室

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための指導を行う教室。(通称：ほほえみ)

※2 教育相談員

児童生徒へのカウンセリングや保護者からの相談を受けたり、学校への指導等を行ったりする相談員。2017(平成29)年度は3名を配置している。

主な取組方針

方針① 教育相談の充実

- いじめや不登校などの多様な教育問題を解決するため、学校、保護者、関係機関との連携を強化し、教育相談員・スクールカウンセラー・適応指導教室の積極的な活用を図ります。

方針② 特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画(つなぎ愛シート)を作成するとともに、関係機関と連携を図り、きめ細やかな指導や切れ目のない支援を実施します。

方針③ 安全・安心で快適な教育環境の充実

- 学校施設を安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、老朽化している学校施設は建物の調査を行い、大規模改修や長寿命化対策を行います。
- 計画的にトイレを和式便器から洋式便器に改修することで、利用者に優しい環境整備を進めます。
- 通学路の危険箇所の点検や登下校時の見守りの実施を継続します。また、通学困難地域で遠距離通学となる児童生徒の効率かつ安全な通学手段を確保します。
- 児童生徒数に応じた適正規模・適正配置を検討します。

方針④ 学校給食の充実

- 児童生徒の成長に必要な栄養が確保され、食物アレルギーに対応した安全・安心な給食を提供します。
- 可能な限り地場産の食材を活用した給食を提供します。

方針⑤ 教育の機会均等の確保

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 登下校時の見守りに参加します。
- 学校を大切に使う意識・マナーを高めます。



地域
(みんなのできること)

- 通学路の安全確保に協力します。
- 地域の学校として、ともに教育環境の充実に協力します。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 学校給食への安全・安心な食材の提供を行います。
- 教育施設の充実に向け、効率的かつ質の高い整備に努めます。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～2022年度
	学校適正規模・適正配置基本方針	2009年度～

用語説明

※3 スクールカウンセラー

児童生徒の心の在り様と関わるさまざまな問題に対応するため、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的とした臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

※4 通学路交通安全プログラム

児童生徒が安全に通学できるように通学路を管理する関係機関が連携し、通学路の合同点検・対策実施・対策効果把握・対策改善を継続的に行う通学路の安全確保に関する取組の方針。

※5 スクールサポーター活動

通学時に子供を犯罪や事故から守るため、地域住民ボランティアによる登下校時の子供の見守りを行う活動。

2-2-2 子供の力をのばす教育.....

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
全国学力・学習状況調査(小6・中3)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査における全教科の平均正答率と全国平均正答率の差で、特色ある教育の推進により、学力が向上しているかを測る指標	小6 1.2% 中3 ▲8.3%	小6 2.0% 中3 0%
「国語・算数の学習内容を理解している」と思う児童の割合	全国学力・学習状況調査で「理解している」「どちらかといえば、理解している」と回答した小6児童の割合で、学校教育による学力の習得状況を測る指標	国語 85.0% 算数 85.4%	国語 88.0% 算数 88.0%
「国語・数学の学習内容を理解している」と思う生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「理解している」「どちらかといえば、理解している」と回答した中3生徒の割合で、学校教育による学力の習得状況を測る指標	国語 82.0% 数学 84.6%	国語 85.0% 数学 87.0%
全国体力・運動能力等調査(児童生徒)の総合評価(段階別)の割合の差	全国体力・運動能力等調査における総合評価でAとBの合計割合とDとEの合計割合の差で、特色ある教育の推進により、体力が向上しているかを測る指標	児童 18.9% 生徒 22.7% (2016年)	児童 19.0% 生徒 23.0%

現状と課題

- 学習指導要領では、子供たちの「生きる力」として、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しています。本市においても、それらの要素を盛り込んだ学校教育の基本方針を掲げて「生きる力」の育成を推進しています。
- 児童生徒の学力、生徒指導、特別支援教育などの課題解決に向けた教職員の指導力向上を目指して、全教職員が参加する研修を毎年夏季休業中に実施しています。アンケート調査では「今後の児童生徒の指導に大変役立つ内容であった」との感想を得ています。
- 小学校5、6年生と中学生を対象に、チームティーチング※¹指導による英語講師派遣事業を実施し、児童生徒は英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことができています。
- 豊かな心や感性を育むため、小学校5年生を対象に集団宿泊体験活動を実施しています。また、中学校2年生を対象に職場体験活動を実施し、生徒に望ましい勤労観や職業観を身につけさせることができ、将来の進路を考える教育の一環となっています。
- 子供たちの系統的な発達などを考慮しながら、さまざまな連携事業を推進し、関係者間で協議することにより、保育所(園)及び幼稚園から小学校へのスムーズな接続を図り、子供たちに確かな学力と豊かな人間性を育むための教育を推進しています。
- 体力アッププラン※²に基づき、授業や教科外活動を通じた運動の機会の提供により、体力の向上を図っています。

主な課題

- 指導力向上を目指して教職員の知識・技能の向上を図る必要があります。
- 語彙(ごい)の拡充や表現力・読解力の向上をはじめとした児童生徒の基礎学力の定着を図る必要があります。
- 2020年度から英語が小学5、6年生で正式な教科となるなど、新たな学習指導要領への対応が必要です。
- 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するため、幼児期教育の充実が必要です。

用語説明

※1 チームティーチング

複数の教員が教室で連携しながら、児童生徒の授業を行うこと。

※2 体力アッププラン

教育活動全体を通して計画的・継続的に体力の向上に取り組むため、各学校において、新体力テストや生活状況等の調査結果の実態に基づき作成した計画。

主な取組方針

方針① 確かな学力の向上

- 2017（平成29）年度から学校司書を2人（小学校1人、中学校1人）設置しており、今後さらに学校図書環境の整備と充実を図ることで、語彙の拡充や表現力・読解力の向上につなげます。
- ネイティブスピーカー^{※3}による英語授業サポート率100%を実現していますが、2020年度から英語が小学5、6年生で正式な教科となることを考慮し、今後、さらなる授業内容の充実を図ります。

方針② 豊かな心とたくましい体の育成

- 集団宿泊体験活動や職場体験活動など、さまざまな体験活動を通して、道徳教育やふるさと教育の充実を図ります。
- 体育の授業時間以外に、授業前の時間を活用した体力づくりの取組や月1回の全校体育集会の実施など、各学校で作成した「体力アッププラン」に基づき、体力の向上を図る取組を推進します。
- 食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。

方針③ 教職員の知識・技能の向上

- 教職員の知識・技能の向上に向け、教職員を指導する指導主事の充実を図ります。
- 教職員の研修を充実し、資質・能力の向上を図ります。

方針④ 幼児期教育の支援

- 幼児教育と小学校教育のスムーズな接続を図るために、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード^{※4}」の充実を図り、小学校での学びが安心してスタートできるような「スタートカリキュラム^{※5}」を作成、活用していきます。
- 幼児期・学童期の子供たちに共通の視点で関われるように、指導者の共通研修を実施し、教職員、保育士の資質向上を図ります。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 学校教育に対する関心・理解を深めます。
- 学校行事に積極的に参加・協力します。



地域
(みんなのできること)

- 学校教育に対する関心・理解を深めます。
- 学校行事に積極的に参加・協力します。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 職場体験活動に協力します。
- 学校教育に対する関心・理解を深め、行政と連携を図ります。

関連する
個別計画

計画名
教育大綱

計画期間
2018年度～ 2022年度

用語説明

※3 ネイティブスピーカー

「幼児期からある言語を話してきた人」を指す。ある国で育った人がその国の言語のネイティブスピーカーになる。よって、イングリッシュ・ネイティブスピーカーとは英語圏の外国人を意味し、正しい英語を使い、正しい発音をする人の意味で使われる。

※4 紀の川スタンダード

保・幼と小学校との円滑な接続を図るためのカリキュラム。5歳児、入学児、1年生の3つの時期において、「生活する力」「かかわる力」「学びの力」の身につけておきたい力を記している。

※5 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子供が、保育所・幼稚園・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、新しい学校生活に慣れていくためのカリキュラム。遊びや体操、歌などを小学校生活スタート時期に取り入れる取組。

2-3-1 生涯学習の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	図書館の利用状況を測る指標	4.5冊 (2016年)	5.0冊
図書館蔵書冊数	市立図書館の蔵書冊数で、生涯学習環境の整備状況を測る指標	151,821冊 (2016年)	200,000冊
生涯学習に取り組む環境が整備されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「整備されている」「どちらかといえば、整備されている」と回答した市民の割合で、生涯学習環境の整備状況を測る指標	44.5%	60.0%
自主的な学習に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の主体的な生涯学習の取組状況を測る指標	24.1%	30.0%

現状と課題

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要の増加、地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。
- 本市では、2007(平成19)年に「生涯学習のまち宣言」を行い、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指し、市民の生涯学習の取組を推進しています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、44.5%の人が生涯学習に取り組む環境が整っていると感じていますが、実際に趣味のサークル活動や

自主的な学習に取り組んでいる人は24.1%という状況です。より多くの人に生涯学習に取り組んでもらえるよう、事業の充実や広報活動を強化させる必要があります。

- 公民館講座が継続的な活動につながるように、講座受講者のサークル活動への移行を推進しています。
- 統合により図書館は2館体制になりましたが、利用者数や貸出し冊数は増加傾向にあります。また、図書館を閉館した地域においても公民館などと連携し、市民の利便性の向上に努めていますが、直接来館が難しい方へのサービスのあり方についての検討が必要です。

主な課題

- 生涯学習に取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市民のニーズを的確に捉え、学習需要に応えるための事業の実施が必要です。
- 老朽化した施設が多く、利用者の安全確保のため、適切な管理・修繕が必要です。
- 図書館が廃止となった地域へのフォローアップに取り組む必要があります。

主な取組方針

方針① 生涯学習機会の提供

- 市民ニーズに対応した講座の開催や事業を実施し、生涯学習のきっかけとなる機会の創出を図るとともに、SNS^{※1}などを用いた多様な広報による情報提供を実施することで、市民が自主的に生涯学習活動を行えるよう支援します。
- 市民の文化意識の高揚を図るため、質の高い文化や芸術に触れることができる機会を提供します。
- 今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。

方針② 生涯学習施設の整備充実

- 利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。
- 生涯学習施設を有効活用するため、施設使用手続の簡素化を進めるなど、利便性の向上を図ります。

方針③ 図書館の充実

- 市民ニーズに沿った蔵書・資料の数と質の充実を図るとともに、2館それぞれで特色あるイベントや季節毎のイベントなどを開催することで、利用者増加を図ります。
- 司書などの専門人材の配置を充実させるとともに、職員の資質・能力の向上を図ります。
- 高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。また、直接来館が困難な方に対するサービスのあり方についての検討を行います。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 主体的に生涯学習に取り組みます。
- 図書館を利用します。



地域
(みんなのできること)

- 行政と協力し生涯学習推進に努めます。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 行政と協力し生涯学習推進に努めます。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度
	図書館基本計画	2015年度～

2-3-2 歴史資産の保護・活用

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
文化財施設・事業への入館・参加者数	文化財施設(歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅)への入館者数とイベント参加者の合計で、文化財活用の取組状況を測る指標	9,056人 (2016年)	10,000人
歴史・文化財に興味のある市民の割合	市民意識調査で「興味がある」「どちらかといえば、興味がある」と回答した市民の割合で、市民の文化財への関心度を測る指標	49.9%	現状値以上
市指定文化財の数	市指定文化財の件数で、市の文化財が適切に保護されているかを測る指標	107件	110件
文化財サポーター※1会員数	市民の文化財への関心度を測る指標	39人	40人

現状と課題

- 本市には、「紙本著色粉河寺縁起(しほんちゃくしょくこかわでらえんぎ)」「沃懸地螺鈿金銅装神輿(いかけじらでんこんどうそうしんよ)」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」など数多くの重要な文化財があり、それら文化財の保存整備を進めています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査において、歴史・文化財に興味のある市民の割合は49.9%と約半数にとどまっています。文化財は地域に対する理解を深め、郷土愛の意識醸成につながる貴重な地域資源であることから、さらに多くの人に興味を持ってもらえる取組が求められます。
- 歴史民俗資料館において企画展や講演会を開催し、市民をはじめ、多くの人に来館をいただいています。企画展開催期間以外に来館者数については伸び悩んでいるため、展示品の充実を図るなど、誰もが親しめる文化財の総合的な拠点づくりを進める必要

があります。

- 小学生を対象とした歴史体験教室を開催し、文化財に対する関心を持つきっかけづくりを進めるとともに、子供が郷土の歴史や文化に触れることができる機会を提供して、ふるさとを愛する心の醸成を図っています。
- ボランティアで組織する文化財サポーターの協力を得ながら、文化財の保護と活用に取り組んでおり、年々、連携が強化されています。しかしながら、文化財サポーターの高齢化が進んでいるため、新たな人材の育成や確保が必要な状況です。
- 現在、未指定の文化財や建造物については、その価値が明らかになる前に消失の危機にさらされているものもあります。そのため、実態の把握と指定に向けた取組を検討する必要があります。

主な課題

- これまでと同様に文化財の計画的な保護の取組が必要です。
- 世代を問わず、多くの人に文化財に対する関心を持ってもらう取組が必要です。
- 現在、未指定の文化財の実態把握を行い、必要に応じ適切な保護を図る必要があります。
- 文化財サポーターの確保・育成とサポーターの主体的な取組を推進することが必要です。

用語説明

※1 文化財サポーター

市が主催する文化財啓発事業への支援や文化財施設の維持管理を含む普及活動等を行っている方。

主な取組方針

方針① 歴史文化の保護・継承

- 次世代へと文化財を引き継ぐため、計画的に整備・保存を実施するとともに、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組みます。
- 未指定の文化財や建造物などの実態調査を進めるほか、郷土の貴重な資料の収集に努めます。
- 歴史民俗資料館における展示品の充実や情報発信を強化し、来館者数の増加を図るための取組を進めます。

方針② 文化財の活用

- 文化財サポーターの確保を図るとともに、歴史体験教室や講演会などを文化財サポーターと協働して取り組み、市民のさらなる参画を推進します。
- 文化財施設を活用したイベント(落語会・講演会など)の開催をはじめ、文化財に対する関心を持つきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。

協働 ともに進めるために



個人

(1人でできること)

- 文化財についての理解を深めます。
- 文化財施設を利用し、事業などに積極的に参加します。



地域

(みんなのできること)

- 市の事業などに協力し、歴史文化の保護・活用を図ります。
- 地域の魅力向上に取り組みます。



企業・NPO団体

(事業者等でできること)

- 市の事業などに協力し、歴史文化の保護・活用を図ります。
- 関係団体が自主的に活動できるよう支援を行います。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～2018年度
	史跡旧名手宿本陣整備基本計画	2017年度～2020年度
	文化財展示施設活用計画	2017年度～2021年度



歴史体験教室



旧名手宿本陣(御座の間)

2-3-3 スポーツの振興と環境の充実……………

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
スポーツを週1日以上行っている市民(18歳以上)の割合	市民意識調査で「週2日以上している」「週1日はしている」と回答した市民(18歳以上)の割合で、市民の主体的なスポーツの取組状況を測る指標	34.5%	65.0%
「市のスポーツ教室のメニューやスポーツイベントは充実している」と思っている人の割合	市民意識調査で「そう思う」「まあそう思う」と回答した市民の割合で、生涯スポーツ環境の整備状況を測る指標	22.2%	35.0%
スポーツ施設の利用者数	市営スポーツ施設における年間利用者数の合計で、市民のスポーツ施設の利用状況を測る指標	399,894人 (2016年)	430,000人
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバル ^{※1} の参加者数の合計で、市民の生涯スポーツに対する関心度と参加状況を測る指標	2,950人	3,200人

現状と課題

- 生涯にわたり、健康で心豊かに暮らすためには、スポーツに親しむことが大切です。そのような中、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会、2021年の関西ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツイベントが控えており、スポーツに対する意識が高まりつつあります。
- 本市の2017(平成29)年度実施の市民意識調査では、「スポーツを週1回以上行っている人」の割合は34.5%で、日常的にスポーツを行っている市民は少ない状況です。また、「体育館・運動場の施設数が充実している」と回答した人が47.0%あった一方で、「体育施設の備品・設備が充実している」と回答した人が30.5%、「スポーツ教室のメニューやイベントが充実している」と回答した人が22.2%と少ないことから、設備面やスポーツ教室のメニューの充実

が必要です。

- 2015(平成27)年2月に日本体育大学との間で締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、児童や指導者の交流を展開するなど、児童生徒のスポーツへの関心を高める取組を推進しています。
- 2014(平成26)年7月にパークゴルフ場が、2015(平成27)年3月には市民体育館、2016(平成28)年3月には市民公園プールがそれぞれ完成し、スポーツ施設の充実が図られており、施設利用者数は近年、増加傾向で推移しています。
- 安全かつ安心に身近なスポーツ施設を利用してもらうため、施設を適切に管理しています。

主な課題

- 日常的にスポーツに取り組む市民を増やすため、スポーツ活動への関心を高める取組が必要です。
- 個人・団体のスポーツ活動の活性化や、地域におけるスポーツ活動の振興のために高い資質の指導者を発掘・育成する必要があります。
- 老朽化が進んだスポーツ施設が多くあり、今後、修繕費の増大が予想されるため計画的な修繕が必要です。

用語説明

※1 スポーツフェスティバル

多世代が多志向に多種目のスポーツを親しむことができ、自主的に自己の健康状態に応じたスポーツを行える機会を提供するため、「市民一人 いちスポーツ」を合言葉に、みんなでスポーツを楽しむイベント。

主な取組方針

方針① 生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 市のスポーツ振興の指針となる次期「スポーツ推進計画」を策定し、計画に基づく生涯スポーツの振興を図ります。
- 児童生徒や青少年のスポーツ活動を支援し、ジュニアスポーツの競技力向上を図ります。
- 高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに、指導者の発掘・育成を行います。
- スポーツ人口の拡大を図るため、既存のスポーツだけでなく、新しいスポーツやレクリエーションの普及を進めます。
- 地域や関係団体と連携し、スポーツフェスティバルの内容の充実を図るなど、市民が参加しやすいイベントやスポーツ教室の充実を図ります。

方針② スポーツ施設の充実と適切な管理

- スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。
- 利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図ります。
- インターネットを活用した施設利用状況の照会や施設使用手続の簡素化を図るなど、市民の利便性の向上につながる取組を進めます。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- スポーツの意識を高め、日常生活にスポーツを取り入れます。
- スポーツ施設を大切に使う意識・マナーを高めます。



地域
(みんなのできること)

- 行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。
- スポーツを通して地域の人々の交流や地域コミュニティの形成に努めます。



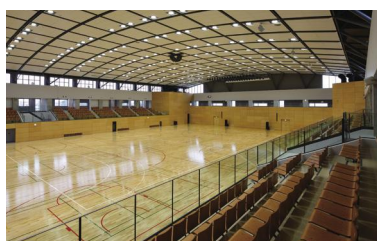
企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。
- スポーツ大会などに参加、協賛または主催することで地域スポーツの振興を支援します。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度
	スポーツ振興計画	2009年度～ 2018年度
	スポーツ推進計画	2019年度～ 2028年度



桃源郷ハーフマラソン



市民体育館アリーナ